

下関市告示 第 32 号
令和 6 年(2024 年) 1 月 23 日

森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

下関市長 前田晋太郎

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R05-01 ～ R05-11	別添集積計画書のとおり			26.7393	公告の日から令和 11 年 3 月 31 日まで	整理番号 R05-01 から R05-11 まで (R05-03 R05-06 R05-10 を除く)

2 縦覧場所

- ・ 下関市農林水産振興部農林水産整備課 下関市唐戸町 4-1
- ・ 下関市公式ウェブサイト

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が下関市に、経営管理受益権が森林所有者にそれぞれ設定される。